

## 山梨県地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について

令和 7 年 6 月 1 3 日  
山梨県地域公共交通協議会

<p><b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b></p>
<p>山梨県においては、生活圏の郊外への拡大を背景に、自動車への依存が高い社会が構築され、バス路線の確保維持が難しくなっている。</p> <p>一方で、過疎化・高齢化の進展に伴い、今後は、移手段を持たない交通弱者が増加することが想定される。</p> <p>高齢者、障害者、学生を中心とするマイカーを持たない、あるいはマイカーを利用することができない交通弱者の通院・通学・買い物等の日常生活を支える交通手段として、公共交通の重要性は高まっており、安全、安心、快適な交通手段の確保、維持は、極めて重要であり、バス路線を維持していくことが必要である。</p> <p>とりわけ、複数市町村にまたがる広域的・幹線的なバスシステムの確保維持の重要性は非常に高いものとなっている。</p> <p>事業者は、社会に必要な業務として、高い使命感を持ちながら運行サービスを継続しているが、利用者数はコロナ前の水準に回復しておらず、燃料費や人件費の高騰も重なり、自助努力だけで路線バス事業を継続していくことは困難な状況である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業を有効に活用しながら、引き続き地域間幹線システムの運行を維持することで、全県的なバス交通の充実を図っていくことが重要である。</p>
<p><b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b></p>
<p><b>(1) 事業の目標</b></p>
<p>地域公共交通確保維持事業を実施することにより、計画期間である令和 8 年度から 10 年度までを補助対象として、計画に記載した 22 路線の幹線システムの運行を維持し、市町村が運行する地域内の支線と効果的に接続させ、全県的な交通ネットワークを構築することにより、利用者の利便性を確保しながら、収益の改善を図ることを目標とする。</p> <p>令和 8 年度においては、地域間幹線バスの各システムにおいて、令和 6 年度の各システムの経常収支率と比較し、1%の改善を図ることを目標とする。</p>
<p><b>(2) 事業の効果</b></p>
<p>地域間幹線バスシステムを維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的システムと地域的・支線的システムの有機的な連携により、効率的なバスネットワークが維持され、県民の利便性の向上や地域の活性化につながる。</p>
<p><b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b></p>
<p><b>山梨交通(株)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① オープンデータによる各コンテンツプロバイダとの連携</li> <li>② 共通 IC カードや金額定期券・ゴールド定期等の周知活動</li> <li>③ バスの出前授業（のりかた教室）の開催</li> <li>④ 学休期における小児・学生運賃割引の実施</li> <li>⑤ やまなし公共交通フェスティバル等への参加</li> </ol>

**西東京バス(株)**

- ① 路線沿線の魅力を発信するPR事業の実施
- ② 適正運賃の検討
- ③ 利用実態に即した適正な運行便数の設定

**富士急バス(株)**

- ① バスの乗り方教室、SDGs教育ツアーの開催
- ② 高齢者向けバスの乗り方教室の実施
- ③ シルバー定期券の周知
- ④ ホームページでの情報発信、多言語対応
- ⑤ デジタルチケットの導入
- ⑥ やまなし公共交通フェスティバルへの参加

**富士急モビリティ(株)**

- ① コンテンツプロバイダへの情報提供を拡大し、ICTを活用した利用促進を行う
- ② SNS等での情報発信の強化
- ③ 地域に根ざした公共交通サービスの提供

**山梨県**

- ① バス利用の普及・啓発
  - ・公共交通フェスティバルの実施
- ② バス利用への誘導
  - ・バス交通への転換を働きかけるエコ通勤、エコ通学トライアルウィークの実施
- ③ バス通学時刻表の作成・配布
  - ・新入高校生を対象としたバス通学時刻表の作成と配布

**甲府市**

- ・モビリティ・マネジメント事業の展開

**韮崎市**

- ・高齢者への民営バス利用助成事業の継続実施を検討

**南アルプス市**

- ・幹線バスへのアクセス向上のため、コミュニティバスのダイヤの見直しを検討

**北杜市**

- ・平成29年度の北杜市地域公共交通網形成計画の策定を経て、令和2年4月に幹線バスへの乗継ぎを意識した路線、ダイヤに再編。地域住民及び事業者が所属する運営委員会を中心に、継続的な見直し、利用促進を検討

**甲斐市**

- ・幹線バスへのアクセス向上のため、市民バスのダイヤの見直しを検討

**笛吹市**

- ・幹線バスへの乗継ぎを意識した市内公共交通網の見直しを検討

**中央市**

- ・幹線バスへのアクセス向上のため市内公共交通網の見直しを実施

**富士川町**

- ・幹線バスへのアクセス向上のため、町内公共交通網の見直しを検討

**昭和町**

- ・バス事業者から配布される時刻表等を町民に幅広く配布

**小菅村**

- ・利用者増の方策を庁内やバス事業者と検討

**丹波山村**

- ・幹線バスより先の区間に対する観光客等の輸送需要に対応した輸送手段を検討

**富士吉田市**

## ① 富士急バスの路線等について検討

- ② 市内コミュニティバス（タウンスニーカー）利用者へのアンケートを実施し、利用状況を把握し、幹線系統への接続等の見直しを行う。

**忍野村**

- ・富士急バスの路線等について検討

**山中湖村**

- ・富士急バスの路線等について検討

**鳴沢村**

## ① 富士急バスの路線等について検討

- ② 高齢者外出支援事業によりバスの年間定期購入費用を助成

**富士河口湖町**

## ① 富士急バスの路線等について検討

- ② 高齢者外出支援事業によりバスの年間定期購入費用を助成

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

山梨交通(株)、西東京バス(株)、富士急バス(株)、富士急モビリティ(株)を運行予定者としている。詳細は、表1「地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者」に記載のとおり。

#### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担（地域間幹線系統用）に記載のとおり

#### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

事業者等への調査から利用者数・収支率等の実績値を把握し、評価・検討を行う。

#### 7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

##### 【地域間幹線系統のみ】

該当する系統なし

#### 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

##### 【地域間幹線系統のみ】

該当する市町村なし

#### 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及

<p>びその他特記事項  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
別紙1に事業者ごとに記載
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
該当なし
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>山梨交通(株)、富士急バス(株)では、地域間幹線系統の運行に使用する車両の老朽化が進んでいる。</p> <p>安全で快適な運送を確保するためには、老朽化した車両の計画的な更新が必要になる。しかし、燃料費や人件費の高騰等、事業者を取り巻く環境は悪化しており、事業者単独で車両の更新を行っていくことは困難であるため、表6「車両の取得計画の概要」のとおり、車両減価償却費補助金を活用して、計画的に車両の取得を進めていく。</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>平成23年3月に国が策定した「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、県内乗合バスのノンステップ車両の導入を促進し、安全な運行の確保を図ることのほか、車両の低床化による移動の円滑化を実現し、地域住民に安全で快適な移動手段を提供することを目標とする。</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>老朽化した車両の更新として車両を取得することにより、地域間幹線バス系統の維持が図られる。さらには、ノンステップバスの導入促進によって、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活にとって、必要不可欠な移動手段の確保の一助となる。</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額<b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
表6「車両の取得計画の概要」及び表7「車両の取得を行う事業者」に記載のとおり
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
該当なし
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	該当なし
(2) 事業の効果	該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
	該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論	
	別紙2「協議会等の開催状況と主な議論」に記載のとおり
19. 利用者等の意見の反映状況	
	令和7年5月29日から6月12日まで、山梨県ホームページにおいて別紙3のとおり運行系統の概要を公表し、意見を募ったが、意見はなかった。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山梨県甲府市丸の内1-6-1

(所 属) 山梨県リニア・次世代交通推進課

(氏 名) 小宮山 息吹

(電 話) 055-223-1659

(e-mail) komiyama-hsbg@pref.yamanashi.lg.jp